

# CAPNA

## キャプナ★ニューズレター

CAPNAの存在を知ったのは、本当にちょっとした偶然でした。いろいろなホームページを見ていた時に目に飛び込んできた『こんにちは、キャプナです』。「ボランティア募集」の文字を見た時、なぜか「仲間に入れてもらおう」と思いました。当時、私は学生で全く専門外の事を学んでいましたが、「私にも何かできるかもしれない。いろいろな事を勉強できるかもしれない。」という気持ちでCAPNAの扉を叩きました。

初めて事務局を訪ねた時に温かな空気を感じました。そのうちに「温かさ」だけでなく、「強さ」も感じるようになりました。「温かくて、強くて、面白い」いつも思うことです。

いろいろな人に会って、いろいろな話を伺うことができ、一つの目標に向かって進んでいる「流れ」に参加できること、が楽しくて、面白くて仕方ありません。

「運命の出会い」からもうすぐ2年が経ちます。CAPNAを知らなければ見ようとしなかったもの、そこにあることすら気付かなかったものが私にも少しずつ見えてくるようになりました。「見えてきたものに対して私は何ができるのか？」これからもCAPNAに関わりながらじっくり考えていきたいと思えます。(CAPNA事務局ボランティア 瀧本 星子)

# 21

Vol.

### 「新しい歳」 祖父江 文宏

これまでの愚かさに 愚かさを加えるのではなく  
敵をつくらぬ 友がき  
憎しみのない 愛  
ひとりを重んじる 皆  
なにかのためにではなく  
たれかのためにない  
あなたが あなたとして 生きられる  
わたしが わたしとして 生きていける  
そんな 新しい歳

小さい人が 希望と同じ言葉で呼ばれ  
人間が 尊敬をこめて語られる  
そんな 新しい歳

2002年が あなたによって 開かれる

### アミティ名古屋講演会のお知らせ

2月11日午後1時30分から、名古屋市東区東新町、中電ホールで開きます。  
アミティは、アメリカアリゾナ州で、犯罪者や依存症患者の社会復帰施設を運営するほか、刑務所内での心のケア、家族セラピーなどに取り組んでいます。創設者の一人、ナヤ・アービターさんと、事務局長のベティ・フレイズマンさんが自身の被虐待体験などもまじえて、活動の理念を訴えます。会員1500円、一般2000円。申し込み・問い合わせはCAPNA事務局=052(232)2880=へどうぞ。

### CAPNAニューズレター21号 (隔月刊5号)

2002年1月15日発行

発行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

編集 CAPNA事務局広報チーム

事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-404 TEL052(232)2880、FAX052(232)2882

ホームページ <http://www2.ocn.ne.jp/~capna/>

昨年12月8、9日、神戸市の国際会議場を主会場に、日本子どもの虐待防止研究会兵庫大会が開催され、CAPNAからも大勢のメンバーが勉強や研究発表に参加しました。昨年のあいち大会の成果がどう生かされたのか、問題解決のためにどんな取り組みが進んでいるのか。あるいはどんな課題が横たわっているのか。参加者たちの声を紹介します。

## 虐待防止における電話相談の役割

—新法以後の電話相談活動から—

白石 淑江

### 通報電話の変化と課題を実感しました

まず、虐待防止のホットラインとして10年のキャリアを誇る大阪（虐待防止協会）と東京（CCAP）のシンポジストから、分科会の副題に沿って最近の通報電話の特徴、及び通報を受けた後の関係機関との連携について報告がありました。また、シンポジストの発言を受けて、CAPNAの服部富美さんが、指定発言者としてCAPNAホットラインの実情を報告しました。

虐待防止法施行後の電話内容の変化を踏まえた課題としては、

- ① 一般市民や目撃者の通報がやや増えた。しかし、深刻なケースは少なく、また、あいまいな情報も多く、これらの電話対応について検討していく必要がある。
- ② 通報されるのではないかと不安で、子どもが泣くことに過敏になっている母親からの相談も出てきた。また、ホットラインに電話すると、児童相談所に通報されるのではないかと警戒する利用者もいる。通告義務が周知されるに伴い、隣人同士が監視するような雰囲気や醸成されないよう留意する必要がある。

などが、あげられました。企画者の意図としては、このような通報電話の課題を絞ってさらに討議を深めたかったのではないかと思います。しかし、参加者の中にはまだ電話相談を開設したばかりのところもあり、しかも、他のシンポジスト、指定発言者は、都市児童在宅支援事業としての24時間電話相談を担当している児童養護施設職員でしたので、電話相談の性格に違いがあるために、討議の焦点を絞りが難しく終わってしまいました。

手前味噌になりますが、あいち大会で、ホットライン立ち上げと、ホットラインの実践的課題の、2つの分科会を設けたことは、実に適切であったと思えました。

なお、通報後の対応としては、東京のCCAPでは、都内の全児相と協定書を取り交わし、児相機能を補完する協力関係へとCCAPの姿勢を変化させたことも報告されま

した。また、大阪の防止協会からは、育児不安や軽度の虐待など、早期の通報ケースについては、母親にとって抵抗の少ない保健所、保健センターへつなげているが、その場合、児相との連携に課題が残っているとの報告もありました。

分科会を通して感じたことは、児童虐待防止法改正の動きが活発化していくなかで、ホットラインのあり方も変わっていかねばならないということでした。特に、通報された内容の吟味、判断、つなげ方についての熟練が、求められるようになるでしょう。CAPNAホットラインは、多人数の電話スタッフが支えていますので、電話相談の質を維持し、スタッフの共通認識を図っていくことが、今後の課題であると思えました。

## 親へのアプローチをいかにすすめるか

隈元 真理子

虐待環境にある子どもを守ろうとする時、親とのかかわりは避けて通れない道でしょう。親権と子どもの人権は、しばしば葛藤し対立します。

このシンポジウムでは親へのアプローチ、親のケアを中心に検討されました。主に児童相談所での取り組みと、精神神経科のカウンセリングについての報告です。加害する親へのかかわりは、ホールディングやアタッチメント技法、トラウマ療法などが模索されていることがわかりました。関係者の根気強く息長いかわりが要求されることも明らかです。さらに治療の枠組みをきちんと持つことが大切なことも指摘されました。

ただ普通の相談では来談者と親、信頼関係が始まることが多いけれど、虐待問題はそういうわけにもいかないこと、治療動機が低い場合どうするのか、親子分離した後の対応など難しい側面の多いことも、あらためて浮き彫りになりました。

また対応、介入する側が、自分自身の問題をよほどしっかりと把握、内省、整理していないと混乱にまきこまれかねないという注意は、電話相談にも共通する課題です。

フロアとの質疑では、「虐待の告知をどうするか」というのが最大の焦点でした。

共感を旨とし、決して責めないなど親への配慮を重ねておられるシンポジストからは、はっきりした答は聞かれませんでした。早い話、告知は優先されないということでしょう。ここでの話題は親の問題が中心で、かたや子どもの状態にはまったく触れられませんでした。それだけに、もどかしいものがあつたことは否めません。

個人的にはありますが、「4ヶ月の赤ん坊が乳児院に入っすぐのころ、職員が近づくと顔をそむけるようにした」とか「中学生の時、一時保護されていた2週間は天国にいるようだった」という話を思い出さずにはいられませんでした。子どもたちの声なき声は、誰がどう受

の虐待防止研究会で、児童虐待防止法の改正に向け、皆で行動を起こしましょうと会場の皆に呼びかけられた。虐待する親へのケアの法制化とともに、具体的な治療プログラムの実施をどう進めていけばよいのか、私なりに考えていきたいと思う。

## まだ関心が低い家庭的養護

矢瀧田 篤二

予想はしていましたが、親とともに暮らせない子どもたちに第二の家庭を保障する、家庭的代替養護に関するレポートの少なさにため息がでました。

それでも、第1日目、14日の午後に参加した重点課題シンポジウムA-3「児童虐待防止法の施行がもたらしたもの」では思いがけない収穫もありました。シンポジストの田中幹夫弁護士へ質問した「家庭養育請求権」について、日弁連の大会（注：開催年について聞き漏らしたが相当前のことらしい）で、「養護請求権」として、子から親への養護請求権を主張した例があるという回答を得たからです。しかし、児童福祉関係者ではなく、弁護士さんたちから提起されるところに、問題の根深さが存在しています。

先述回の中で、日本のように実親等によって養育されない子どもたちを集団型の施設で育てている国は他にない、と言われています。「児童虐待防止法」は、「児童福祉法」の特別法的な存在と考えられますが、その基本法である「児童福祉法」には、「子どもは基本的に家庭の中で育てられなければならない」という思想が欠落したまま今日に至っています。

集団型の施設では、親子のような特定の依存関係を子ども全員に保障することは不可能です。親は「24時間」子どもと生活を共にしますが、施設では職員が労働の対象として、就労時間の制約を受けて勤務しているからです。

私が問題にしている乳児院制度とその実態については、今回も目立った討議は見受けられませんでした。あえてくり返しますが、全国の乳児院に保護されている約3千人の2歳以下の乳幼児に対して、人口1億人余の日本で、代替養育家庭を提供できないはずがありません。しかも乳児院の赤ちゃん一人に、税金から支払う措置費は月額約50万円です。

早急に、育てない親の親権を一時停止する法制と市民が福祉に参加する里親制度の普及策を実現させねばなりません。「愛着障害」を形成しやすい乳幼児の集団養護は、不適切な養育であり、言い換えれば、公的な虐待に相当するという自覚を大人たちに持って欲しいものです。

「馬耳東風」や「馬の耳に念仏」で今年も暮れたら、お馬さんから「馬を人に変えよ」と抗議されそうな気がします。今回、私が共感した駿馬ならぬ俊秀は、桐野由美子さん。B-2分科会で、米国の「パーマネンシーカ

スタム」即ち育てない親に代わる公的親権制度に触れていました。大穴ではなく本命になる方だと私は確信しています。

## これから大変だけれど・・・

安藤 明夫

神戸からの帰り道。ふと思った。これから虐待防止の活動は、大変な時代を迎えることになるぞ、と。

市民の熱気もマスメディアの取材も潮が引いていた。NPOの展示は会場の片隅に追いやられ、それをほねのける元気さもなかった。「報道関係者お断わり」のセッションがやたら目につき、「報道と虐待を考える分科会」にすら、記者たちは参加できなかった。

昨年、あいち大会で市民集会の責任者を務めたとき「一般市民が知らない間に開かれて終わってしまう大会なんて意味がない」と思った。虐待問題に直接関係のない地元団体も巻き込んで、一緒に考えていける機会を設けることが、どっしりしたネットワークづくりにつながるのだと信じた。

けっこう熱いメッセージを伝えたくもっていたのだが、キャッチした人たちは主流派ではなかったようだ。

虐待問題に世の関心が集まっている間に、やるべきことがたくさんあるはずだが、残念ながら大会からはその戦略を感じられなかった。

来年の東京はどんな大会になるのだろうか。それまで、この問題に対する世の中の関心をつなぎ留めておくことはできるのだろうか。

これから予想される逆風の中、CAPNAが積み上げてきた活動の真価が問われることになる。

## 懇親会にて

山下 美紀

愛知・岐阜・三重・静岡・滋賀・東京・福島・青森。さて、これは一体どんな地名を並べたのでしょうか？

答えは、JaSPCAN兵庫大会の夜、CAPNA主催で行われた懇親会に参加くださった方々が、日頃ご活躍されている地域です。

虐待防止には、ネットワークの力が欠かせません。いろいろな機関の連携はもちろん、愛知だけに留まらない、CAPNAの力強さを改めて実感しました。

また、それと同時に、多くの方達によって、CAPNAが支えられているということも、身をもって感じました。

今後も、CAPNAをよろしくお願い致します。



システムは今だ法制化できないでいる。虐待をする親をつかまえてただ罰するだけでは、子どもへの虐待問題の解決にならない。そのことが分かっているが、今日虐待ハイリスクの親へのケアプログラムの不在状況に何も変化がおきていない。

森田さんは親へのケアの法制化の必要を訴え続けると同時に、親の回復プログラムの多様なモデルを全国で実践し、その方法論と経験のノウハウを蓄積していくことが急務と話された。そして、今回は親の回復プログラムについて、特に治療グループ運営のあり方などが講演の主な内容だった。

はじめに森田さんは人権をテーマに話された。まず「人権」と「権利」の違いについて。人権はそれが無いと生きていけなくすべての人が同じ重さのものを持っている、だが権利は持っている人もいない人もいる、例として車の運転をあげられた。そして人権は、虐待やDVによって打ち破られ、かけがえのない大切な自分が侵されたと強調された。人の心は外的な抑圧を受けると、自分もそう思いこみ、もっと小さな自分になっていく。グループの中でそういった小さな自分のことを話し、人とつながることで自分の中にある本来の生きる力を取り戻すことが、エンパワメントでありグループの力だ、と話された。

#### ●グループについて

グループミーティングの治癒力の高さは広く知られている。しかし同時にグループはその仕方やその構成によっては、さらなる心理的ダメージを負わせてしまう危険も内在している。十分なプラン無しに行われるグループプログラムでは、外傷の再演がおきてしまうこともあり得るのだ。グループの効果と危険性について、以下に要点をまとめる。

#### ☆グループミーティングの効果

- 疎外⇒共有
- 孤立⇒所属感
- 恥・スティグマ⇒自己肯定感⇒自尊心⇒問題解決

参加者は3つのことを抱えてグループに参加する。誰も自分のことを分かってくれないと思っていた人が、人とつながることで自分は一人ではないことを発見する。参加している人が自分の物語を話し、その話をグループのメンバーが聞くことで、聞く側に力が湧いてくる。絶望と無力感の中にいた人が、もう何もできることはないと思っていた人が、自分にも何かできるかもしれないと思いはじめ始めるのだ。例えば、以前自分と同じように子どもを叩いていたある人が、今は子どもを叩かなくなったと話するとき、自分もそうなるかもしれないと思うなどである。

#### ☆グループミーティングの危険性

治療的グループの実施には、少なくとも以下のことが準備されてなければならない。

- ① グループの治療的、教育的な目的を明確に設定し、参加者がそれを共有する。
- ② 参加者が自分を語る、または語らないことのできる安心な場をグループ進行中のあらゆる場面において保障する。
- ③ グループはメンバーの相互作用によるエンパワメントを可能にするものでなければならない。

プログラムは12のセッションからなり、目的を「セルフ・ケア」、「過去の外傷の気づき」、「問題解決力」に置いて構成されている。

プログラムへの参加はいつでも誰でも参加できるのではなく、虐待ハイリスクの親10人以下のある程度固定したメンバーで行うとし、実施場所については虐待の介入に直接携わる児童相談所ではなく、保健センターや民間グループが好ましいとしている。具体的には、次のような説明があった。

最初の2回ぐらいは安心な場の保障のためにルール作りを一緒にやり、お互いに尊重することを確認する。その間にリラクゼーションのために、体ほぐしや複式呼吸などをやる。

その後、一つの例として2人が一組になり一方が「私は大切な人です」というと、もう一人の人が「○○さんあなたは大切な人です」と言う。それを繰り返かえし一分間やると、グループの中では泣き出す人もいる。参加者には自分のことを大切な人ということすら恥じている人もいるのだ、と話された。

時にはテープを使って、否定的なひとり言のメッセージの削除をすとし、自分への肯定的メッセージを録音して聞く作業をする。その他のテーマとして

- ・ 男らしさ・女らしさ
- ・ 自分を誉める
- ・ 子どもを誉める練習
- ・ 5年後の自分の夢

等をグループのミーティングのテーマとして提供している。そして私が特に注目したのは、グループ運営の様子の中で、小物などを使い参加者の「自分を表現する力」を高める配慮をしている点だ。

グループミーティングの時には、やわらかい、小さな人形を用意する。その人形は、話す人が順番に持ち、話したくない人はその人形をそのまま次の人に渡すことができる。この人形の意味するものは大きい。グループでは、自分が話す、話さないの意思表示をすることをつらく感じる人もいる。そういう人たちが人形を用いることで、自分の意思が伝えやすくなる効果が想像できた。

この講演を聞き、治療グループの運営についてはファシリテーターの人柄と経験や力量の大きさもポイントであることが分かった。こういったファシリテーターの養成を急がなくてはならない。

森田さんは最後に来年の東京で行われる予定の子ども

け止めればいいのでしょう。

「これは虐待です」とストレートに言うかどうかはともかく、親子分離するかどうかの判断が難しいことも重々承知のうえ、もっとも子どもに重点を置いた援助が考えられてもいいのではないかと感じました。

でもいま現在、この問題に最も悩んでおられるのが、児童相談所の方々であることはまちがいないところです。これらの課題を児童相談所の内だけにとどめず、多くの議論と叡知を重ねる必要性を思いながら、会場を出ました。おとな、子どもにかかわらず、緊急避難の場や治療の場がより充実されることを願いつつ。

### 児童虐待防止法等をどう改正すべきか 加藤 悦子

堅いテーマである。「児童虐待防止法等をどう改正すべきか」。でも、会場には何となくごやかな雰囲気漂っていた。たまに飛び出すシンポジストの軽口もさることながら、何となく、ここにいるのは、「皆、同志」との空気が感じられたせいだろうか。

はじめに高橋重宏先生（日本社会事業大学）から2003年法改正に向けての簡潔な問題提起があり、続けて4名のシンポジストから話題提供が行われた。

はじめは朝日新聞記者の久保真紀氏。風邪だったそうだが、ハキハキと堂々たる話しぶり。彼女からはアメリカ、カナダの子どもの虐待に関する社会の仕組みと取り組みが紹介された。特に印象に残ったのは、これらの国々には「親権停止」があり、がんばれば親権を取り戻せるという可能性が親を治療に取り組みさせる原動力となり得ていること、一時保護の後、すぐに子どもには「自立支援」に向けての働きかけが行われているとの話である。

これらの国々では、裁判所は子どもが保護された時から深く関与する。緊急保護の後、話し合う場は裁判所、行政の判断や手続の正当性をチェックし、虐待する親へは治療命令を出す。親にすべきことを明確に示し、もしそれが成されない場合には親権を停止する。大久保氏曰く、裁判官は「とつても怖い」とのこと。しかしそこはシステムがうまくできており、裁判官に叱責され、傷心の親に寄り添うソーシャルワーカーがおり、彼らはすみやかに親たちをカウンセリングや親業クラスに誘導する。一方、子どもに対しては、保護と同時に「自立支援」に向けての道の模索が始められる。一時保護の後、遅くとも1年半後には子どもの生涯に渡る援助プランを作らねばならないのだ。ということは、1年くらいで親元に返せるのか、里親に委託するのか等、見直しをつけねばならない。そのため、短期集中的に子どもにとってよいと思われるあらゆる可能性が検討される。

大久保氏の話聞き、私は、「日本の裁判所も、もっと積極的に関与すればいいのに」と思った。しかし、次に才村純氏（日本子ども家庭総合研究所）の話聞き、

問題はそんなに簡単ではないことを痛感させられた。

裁判所の関与について言えば、そもそも「動いている虐待事例を、誰が、きちんと判断できるのか」が問題である。現在、多くの日本の裁判所にこの判断を期待するのは無理であろう。虐待のメカニズムを十分に把握し、事例を扱ってない裁判官など、今、どれほどののだろうか。親権停止、自立支援に向けてのケアプログラム、これらはもちろん必要だし、海外のよいプログラムを謙虚に学び、導入する努力はすべきだが、トータルとしての子ども虐待援助プランがないままいいと取りをしても、結局はうまく機能しないことに気付かされた。

才村氏によれば、日本で子ども虐待対策のトータルプランの見通しがつかない理由も二つあるという。まず、取り組みにおける自治体間格差が大きすぎる。そして、運用の課題と制度の課題がごっちゃになっていることだ。確かに、才村氏の言うとおりで「見えなかった死」（1998）「防げなかった死」（2000、ともにCAPNA出版）を作った時に私も感じたことだが、法制度の壁にぶつかり、何とか乗り越えようと努力している自治体もあれば、法制度の壁を理由にそこに止まってしまった自治体もある。この両者の子どもの虐待への対応は、今では大きな差が生じている。次に運用の課題と制度の課題について言えば、確かに制度改正を考える前に、今の制度のなかでできる範囲をもっと追求する努力が必要だろう。才村氏は育児雑誌「ブチ・タンファン」の読者の声を例にあげ、今の受身型サービスをもっと出張型にすることが必要ではないかと主張した。同感である。ともすると教えてやるよの「指導型」、何かお困りの際にはどうぞとの「受身型」サービスでは、本当に困っている人には届かない。

次にJaSPCAN虐待に関する制度検討委員会のメンバーであり、大阪弁護士会所属の石田氏と浜田氏にマイクが渡された。まず石田氏から、防止法設立当時、重要と思う主張が通らず、憤りのあまり委員会を飛び出しそうになったいきさつが述べられた。穏やかかつ冷静に書かれている抄録とは違い、石田氏の語りには憤りがこぼれ出ており、迫力があつた。怒りがひとしきり述べられた後、具体的な制度改善に向け、全国の中央児童相談所に依頼したアンケート調査の結果の概略（2001.11.1時点）が報告された。以下、私が重要と感じた点をいくつか紹介する。

- ・ 司法の関与がないため、強制力に欠け中途半端であるとの指摘が立ち入り調査について6割以上、一時保護については約8割。
- ・ 警察の援助については、1つを除き全ての児相が「変化があった」と回答。対応が早くなった、現場への立会いを求めやすくなったとの意見が多かったが、一部、動きすぎとの意見もあった。
- ・ 児童虐待対応の具体的な援助プランを常に作成している児相が34%、たまに作成している児相が41%（ここで、本当？との声があがる）。ただし、

サービス資源の不足が理由でプラン作成が困難と回答する声が多く見られた。

- ・ 児童福祉司による親への指導は、家裁の承認があれば利用しやすくなるとの回答が68%。
- ・ 「施設や里親の不十分性」を感じている児相がほとんど。
- ・ 28 条入所後の面会通信で保護者とトラブルが起こった例は3割、同意入所の場合は7割が経験(同意入所の方が、実はトラブルが多いのは注目すべき結果)。

続けて浜田氏からは、法制定前に作った試案で、採用されなかった部分を題材に、子ども虐待防止法そのものについての説明がなされた。この法が危機介入の部分とはもかくその後の治療、親子の再統合に向けての視点が弱いことを指摘しつつ、法をどの部分に焦点を当てたものにしていくのか考えることの重要性について述べられた。例えば、加害者の定義一つにしても、どこに視点を置くのかで違ってくる。子どもへの暴力に対する総合的な防止法にするのか、それとも今、最も課題となっている保護者または保護者以外の同居の家族による暴力に照準を合わせた防止法にするのか。はたまた子どもに関わらず、「家族間の暴力」防止法にするのか。今後、長期的視点で児童虐待防止法をどう改正すべきかを考えるためには、一つ視野に入れて置かなければならない事柄だと感じた。

このようなシンポジストの熟っぽく濃い話題提供が終わった後、ふと気付けば、会場内は防止法改正に向けての重要人物が勢ぞろいであった。JaSPCAN 虐待に関する制度検討委員会委員長の平湯真人氏、大阪市中央児相の津崎哲郎氏、わが CAPNA の岩城副理事長、厚生労働省・雇用均等児童家庭局虐待対策室室長と専門官、などなど。司会の高橋先生のご配慮で多くの人に発言の機会があり、刑事法学者による法の位置付けの話から具体的にどう議員に働きかけるか等、各方面からの活発な討論がなされた。希望と苦言が述べられた後、法改正への期待を一身に背負った平湯氏、厚生労働省の方々からの慎重な一言を胸に収め、私は会場を後にした。

よりよい法改正をめざすためには、私たち自身が議論し、実践と照らし合わせ、よりすぐれた方法はないかを考えていく作業が不可欠だろ。CAPNA ができることは何か。今、何が必要なか。考え、話し合い、発信していきたいと思う。

## 虐待援助における教育との連携

兼田 智彦

兵庫大会の重点テーマの一つである「虐待援助における教育との連携」にかかわるシンポジウムと分科会の様子を報告する。

「文部科学省のお役人は、虐待の事はほとんどわかっておられないようなので、名刺交換だけしました」

座長の清水将之氏(関西国際大学学長)の痛烈な批判に始まった重点課題シンポジウムは、子どもの虐待防止センターの三橋順子医師(めだかクリニック)から「現在の教育現場は登校させないケースやネグレクトについては、虐待だとの認識があるのだが、いずれ、性的虐待や心理的虐待に関心が移ってくれば、教育現場の役割はさらに重要になってくるであろう。被虐待児を発見通報するだけでなく関係機関と連携しながら在宅の被虐待児への教育を依頼される機会も増えてくるであろう。養護施設が生活の場としてではなく治療にかかわる場としての再定義が始まっている。学校も同様に教育の場だけではなく、ケアの担い手として期待されることも覚悟しなくてはならない」との提言がなされた。

これに続いて、弁護士の本峯耕治氏は、「学校は①発見・通告段階、②調査段階、③ケア段階(援助プランの実行段階)で非常に重要な役割を期待されている。現在の実態でいえば、発見・通告がうまく機能しているとは言いがたい。その原因は、教職員に虐待問題に対する基本的な知識が不足しており、教職員が虐待の疑いを持ってもそれをなかなか職員間で共有できない。さらに、通告ができる状態になっていながら、それをせずに放置してしまうこともある。また、児童相談所へ報告しても対応がなされず結果的に放置してしまうなどの問題点がある」と指摘した。

二つの提言をまとめる形で、筑波大学の宮本信也氏は「学校の教師はこれまでも子ども達のさまざまな問題行動を見つけて援助してきた。虐待の発見につながるさまざまなサインもこれまでであったことなのだが、虐待があるかもしれないという視点を持つことによってそのサインから虐待を発見することができる。発見したあとの対応を体系化する必要がある。また、学校には虐待を受けた子ども達がいることは確かであり、そういう子ども達に教育的な対応を行わなければならない。結局、現在教育領域に求められていることは、虐待の早期発見と被虐待児の教育保障の二つである」と述べた。

会場にいたある教師は、このシンポジウムで現場の教師が一人もシンポジストになっていなかったのは大変残念だとの感想を述べていた。

2日目に行われた「児童虐待における教育との連携」分科会は、現場からの報告が中心だった。

広島県の小学校教員貫戸浩之さんは広島県内の教員217人に対して行った虐待に関する調査結果を報告した。調査対象のおよそ31%の教員が虐待の事例経験を持っていた。しかし、教員の虐待に関する研修の有無では、研修の経験がある教員はおよそ10%しかなかった。発見した虐待のうち43%は児童相談所へ報告されておらず、通告を躊躇する理由として「虐待の判断が正確にできない」が50%で最も多かった。

これらの結果をもとに「過去に虐待を受けていた児童を

含め、被虐待児の学校におけるケア、関係機関とのパイプづくり、虐待に関する教職員の研修、被虐待児の担任教師へのコンサルテーションなどが今後の課題として重要だ」と語った。

兵庫県の養護学校教員福岡淑子さんは、「小学校における保護者から不適切な養育を受けている子どもの実態」について報告した。調査の結果、小学校には61%養護学校には83%の割合で「保護者から不適切な養育を受けている子ども」がいることがわかった。その内訳は、ネグレクト的内容53%、身体的内容11%、心理的内容16%、性的内容2%だった。このような現状から、学校は不適切な養育を受けている子どもの発見機関として重要であると提言した。

PL学園女子短期大学の山野則子さんは「子どもの相談システムを考える会」の実践から虐待のケースを関係機関の連携でサポートするために、ビデオを使って具体的な対応を学ぶ方法を報告した。

筆者は1997年の横浜大会にはじめて学校教育の分科会に参加したが、当時は会場にもほとんど学校の教職員はいなかった。昨年のあいち大会では学校教育の分科会を企画し、提案者にはじめて学校現場の教職員に登場してもらった。CAPNAからは2001年の秋に愛知県下の3カ所で行った学校関係者虐待防止講座の成果について発表した。

会場の発言で印象的だったのは、養護施設の職員から、養護施設に入っている虐待を受けた子ども達が地域の学校に通っている。学校は虐待を受けている子どもを施設へ送ったらおしまいではなく、常に虐待を受けたケアが必要な子ども達が教育の現場にいる事を忘れてほしいと訴えたことだ。参加者は、今後学校現場での地道な取り組みが求められていることを確認しあった。

## 一般演題

井上 薫

あいち大会のときは、自分が司会を務めいただいた分科会以外は会場にも入らず、ひたすら大会事務局にいたため、大会の全貌がわからないままでした。兵庫大会になって、今度こそ大会の全貌を把握し、主体的に学びたいという要求を持って参加しました。しかし、自分のいた会場のことしかわからないということを改めて思い知らされました。大阪大会・横浜大会のときのあの一体感、参加しなかった分科会も含めてみんなとつながっているんだという意気込み、もうそんなところから違った状況になっているんだと感じました。

今度は、日本子どもの虐待防止研究会と大会に何を求めるのか、そのヴィジョンを提示していくことが、自分が主体的に充実して参加することにつながるという課題が

あるということを実感しました。

一般演題の部屋は30人程度が入れる小さな部屋で、予約制の分科会と平行して実施されましたので、会場定員くらい入りでした。ちょっとさみしかったです。発表時間は10分でやや物足りない感じがしました。

われわれのグループ(井上薫、井上直美、白木孝二)は、「家族とともに安全な養育を作り出すアプローチ(1)(2)」と2コマいただいた際の発表をしました。「危険性vs安全性」、「強制的介入vsパートナーシップ」、「援助専門職の専門的判断vs家族のポジション・参加」といった、一見対立的・矛盾する子ども保護の側面を連続軸として捉えた上で、子どもの安全性を最優先にしつつ、パートナーシップに基づいて家族と面接(交渉)を行う方法論について提示しました。さらに、ファミリーグループカンファレンスの手法を用いて、カンファレンスに家族の参加を求めたり、欠席の場合でも会議結果を家族に公開して家族の主体性を発揮してもらえるようなマネージメントの実践を提示しました。フロア的人数は少なかったものの、やはり、思いっきり自分たちの考えを主張できるというのは気分がいいものでした。

CAPNAの尾崎さんの電話相談の中の育児相談の訴えの解析結果を相談の中に生かす取り組みや、電話相談員の塩見さんの意識行動の調査から相談員の活動が子育て支援など他の活動へと展開していることなど、興味深いものがありました。そのほかにも、病院関係者の発表の中には、触発される内容のものもいくつかありました。

大会について①「実行委員会の企画のものと会員の申し込みによるもののバランス」について申し込みの割合を増加させたらよい、②「医療関係者との領域のバランス」については他の領域の元気がない、③「当事者・市民と専門職のバランス」については、前者が優遇されていない、④「公的機関とNPO・研究団体のバランス」では、後者はもっと活躍してほしいと思いました。これらのバランスを改めて再構成することが今後の大会を有意義にすることにつながるかと強く感じました。

## 子ども虐待・DVに対する親支援プログラム

上野 美子

森田ゆりさんのお話を日本子どもの虐待研修会でうかがうのは、横浜大会以来だ。演台の向こうの森田さんは相変わらずキョートで、静かなエネルギーを感じさせる。聞いている私も、自分に力を感じることができる。

虐待をする親へのケアの無さが言われて久しい。虐待への介入の結果、子どもは施設や里親に保護されても、その間に、親が自分の行動を修正する努力を義務づける